

概要版

紀の川市都市計画マスタープラン

～人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち～



令和3年9月
紀の川市



■紀の川市都市計画マスタープランの概要

1) 役割

紀の川市都市計画マスタープランは、長期総合計画を実現するための都市計画分野の計画であり、都市計画行政の行動指針となるものです。まちの将来像やその実現に向けたまちづくりの方針を定め、都市計画の決定や変更あるいはその具体的な検討の指針とするほか、市民や行政などによるまちづくり活動の際の合意形成の拠り所となります。

2) 目標年次

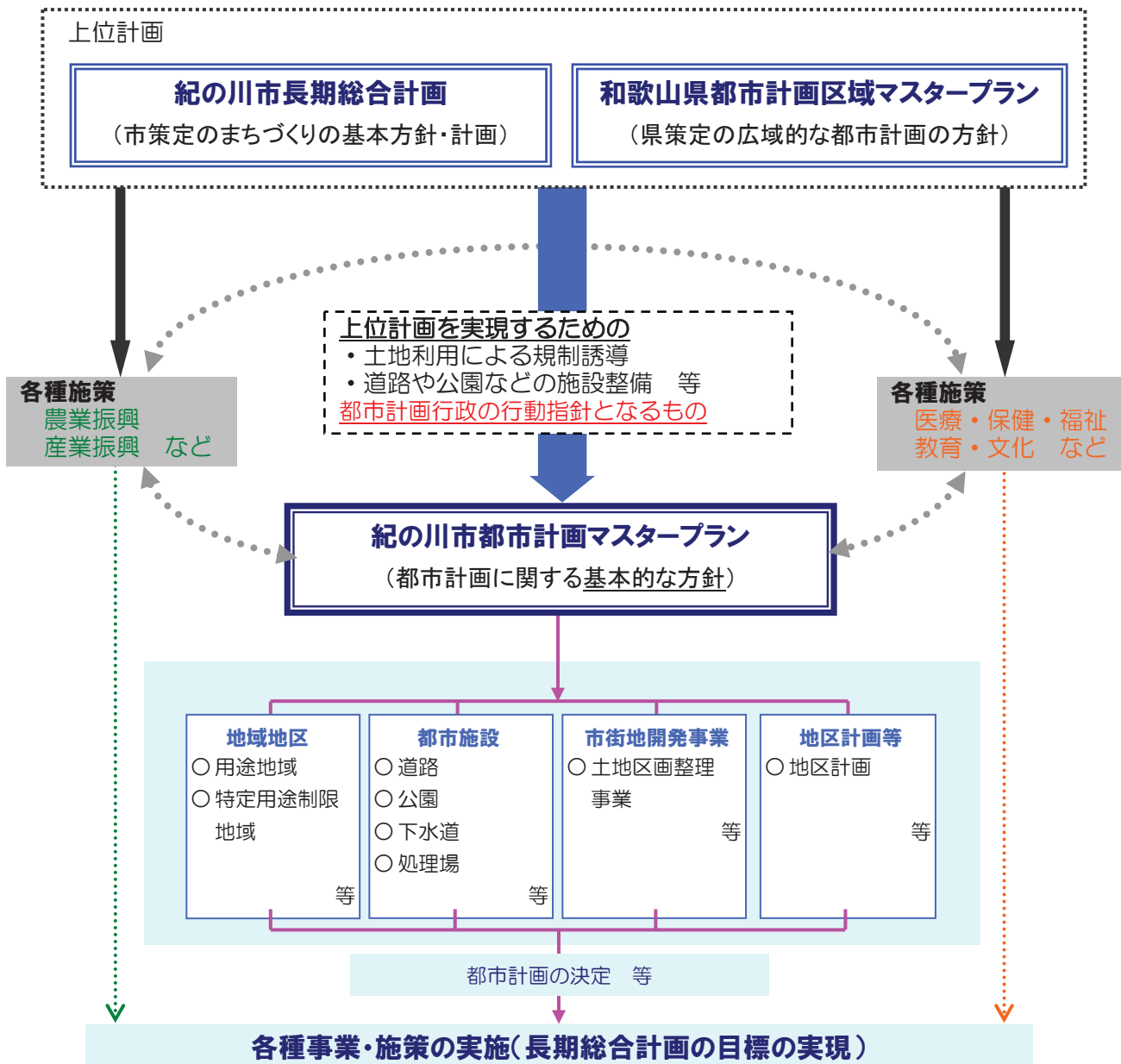
本計画においては、令和 3 年（2021）を基準年次とし、都市計画の発展・成熟を想定し、20 年先の令和 23 年（2041）を見据えながら、10 年後の令和 13 年（2031）を目標年次とします。

なお、概ね 5 年後もしくは社会経済情勢の変化等、必要に応じて計画を見直します。

3) 対象区域

対象区域は、紀の川都市計画区域を基本としていますが、全市的なまちづくりのあり方を検討する必要があるものについては、全市域を視野に入れたものとしています。

●都市計画マスタープランの位置づけ(概念)



■ まちの将来像

1. まちづくりの方向性

1) まちづくりの基本理念

『人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち』

●各地域の特性に応じた、効率的でバランスのとれたまちづくり

多様な地域資源等の地域特性を踏まえて、用途地域や特定用途制限地域等に基づく土地利用誘導を図り、過度に市街地を拡大することなく、人口規模に応じた持続可能なまちづくりを推進します。

さらに、各地域の生活機能の維持を図るとともに各地域の連携強化を行うことで不足する機能を補い合い都市全体として効率的でバランスのとれたまちづくりを推進します。

●安心で快適な移動環境が充実したまちづくり

コミュニティバスや鉄道などの公共交通、自動車、自転車、徒歩などの多様な交通手段において、障害の有無に関わらず、子供から高齢者まで誰もが安心して快適に移動できる都市基盤や移動環境づくりに努めます。

●快適な生活環境を実現するまちづくり

人口減少や少子高齢化社会においても快適な生活環境を維持するために、各地域内の日常の買い物や医療・福祉などの利用環境の充実を図るとともに、人口減少を抑制するために子育て環境の充実や雇用の場の確保などの取組を推進します。

また、地震や洪水などの自然災害に備えた対策を進め、地域の実情を踏まえた安全・安心なまちづくりを推進します。

●活力とにぎわいのある産業が充実するまちづくり

本市の基幹産業である果物をはじめとした農業生産などの強みを活かし、特色ある地域産業の振興や観光資源の効果的な活用などによって人と人が交流するにぎわいあるまちづくりを推進します。

また、雇用の場を確保するため、京奈和自動車道の立地環境を活かし、近畿大学との連携が図れる企業など若者をはじめとした就労者のニーズを満たす企業誘致や新たな産業創出の推進を図ります。

●豊かな自然・文化（魅力）を活かしたまちづくり

粉河寺や国分寺跡など特徴ある歴史・文化資源などを多く有していることから、今後も和泉山脈や紀の川等の美しい自然環境と一体となった保全を図ります。

また、人と自然がふれあうことのできる魅力ある環境形成に努め、観光資源としての有効な活用によるまちづくりを推進します。

●交流促進による賑わいあふれるまちづくり

本市には、粉河寺などの歴史・文化資源や果物をはじめとした豊富な農作物、豊かな自然を活かしたレクリエーション施設など多様な地域資源を有していることから、これらの地域資源を観光に活用することで、市内に人を呼び込み市内外の人と人との交流を促進し、地域の賑わいや活性化につなげていきます。

●人情味あふれるコミュニティを活かしたまちづくり

本市には、伝統的な行事などを通じて人情味あふれた地域コミュニティが形成されていることから、今後も、まちづくり活動を通じてコミュニティの維持に努めるために、市民、事業者、各種団体と行政がまちづくりに関する知識や情報、将来の地域展望を相互に共有し、それぞれ適切な役割と責務を果たしながら、互いに協力し、まちづくりを進めていきます。

2. 将来都市構造図

本市の将来都市構造は、生活機能や都市機能の核とする地域を「拠点」として、各拠点をつなぐ道路や鉄道、河川等を「都市軸」、土地利用の現状などを踏まえ、特性の類似するまとまりのある地域を「ゾーン」とした3つの要素で構成します。

●将来都市構造図



■まちづくりの方針

1. 土地利用に関する方針

1) 計画的な土地利用による持続可能なまちづくり

将来にわたり市民が安心して暮らし続けられるよう、未利用地の有効活用も含め計画的な土地利用の規制・誘導を図り、持続可能なまちづくりを推進します。

現行の用途地域指定区域の土地利用においては、現行用途地域を基本としながら、計画的な土地利用の誘導と自然環境及び周辺環境との調和を図り、良好な市街地の形成に努めるものとします。ただし、社会経済情勢等の変化に伴い、土地利用の現状と指定された用途地域に不整合が生じる場合には、適切な見直しを検討します。

2) 地域ごとの良好な生活環境の形成

都市拠点や地域拠点においては、地域の特性を活かしながら必要な機能を適切に配置し、身近な生活の場としての拠点性を高め、今後も暮らしやすい環境づくりを推進します。

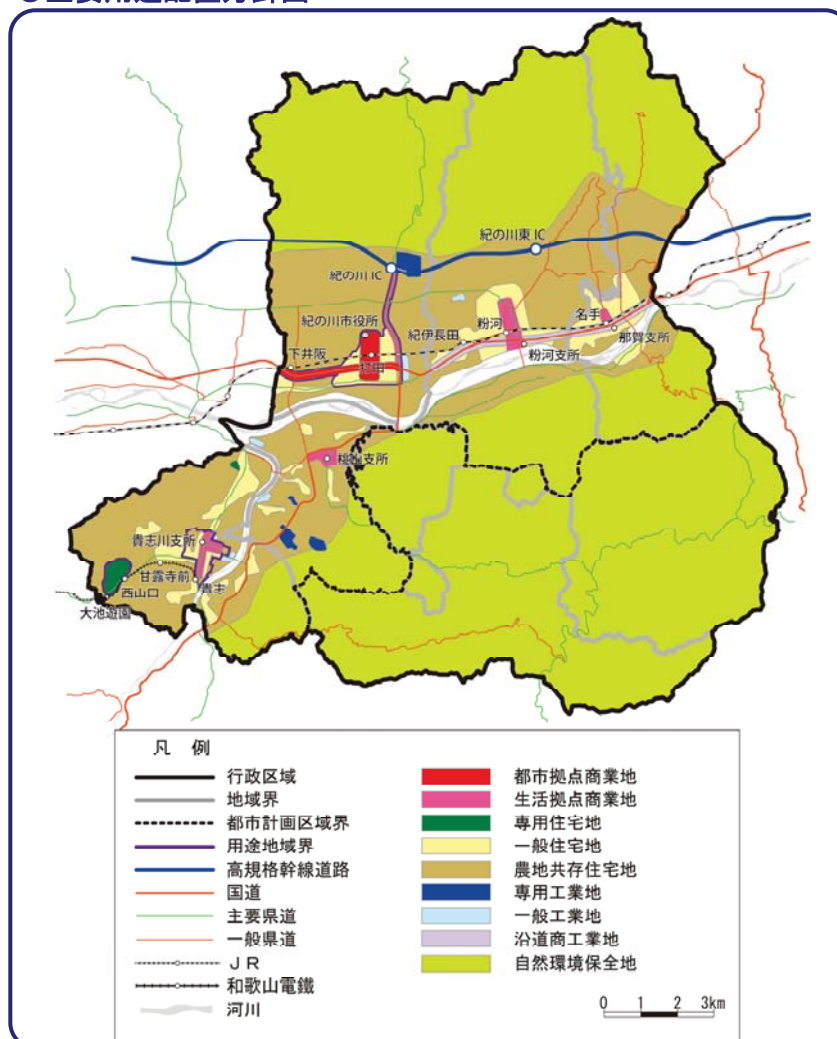
学校や公営住宅などの既存の公共施設等については、今後、限られた財源の中で、効果的・効率的な維持管理が必要となるため、各地域の状況や全市的な視点なども考慮し、定期的な改善に取り組みます。

3) 自然環境の保全・活用

一団で存在する農地は、基幹産業である農業を推進する上で重要であるため、優良農地として保全していきます。また、耕作放棄地や遊休地などは、農地の再編等を促進し効率的な営農環境の維持を図るとともに、地域の実情に応じて、観光や環境学習、レクリエーションの場としての有効活用を促進します。

森林は、水源かん養機能、生物多様性保全、レクリエーション機能など多面的な機能を有することから、森林の保全と適切な活用を図ります。

●主要用途配置方針図



2. 都市施設の整備に関する方針

広域的な交流や移動を支えるための高規格幹線道路や幹線道路網の充実、地域ごとの生活環境の向上を図るため、歩いて暮らせ、安心して移動できる交通ネットワークの充実、生活に密着し地域コミュニティの活動の場である街区公園等の整備推進、下水道の整備推進、上水道の維持管理等を推進していきます。

また、地域ごとに有する体育館等既存施設の適正な維持保全を行うほか、「公共施設マネジメント計画」に基づき、目標人口6万人に見合った施設の集約や充実などについて検討します。

都市施設の整備においては、子供からお年寄りまで、安全で安心して利用できるようバリアフリーに配慮した整備を図ります。また、住民はもとより来訪者にもわかりやすく、使いやすい施設となるよう都市施設環境の充実に努めます。

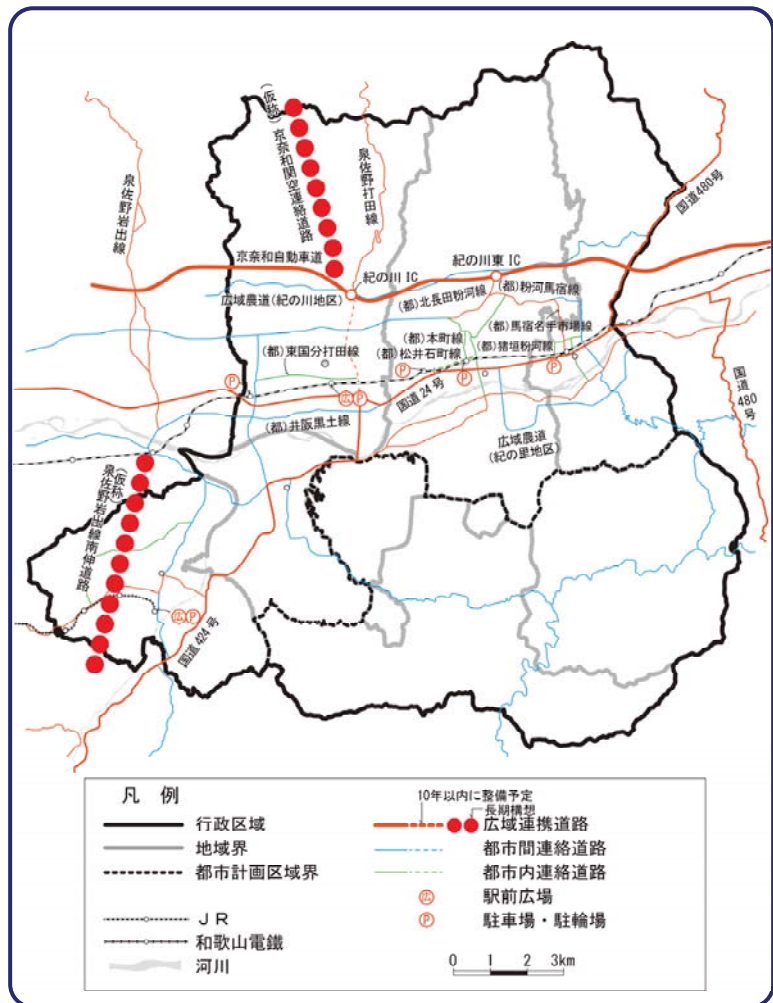
1) 交通施設の整備に関する方針

広域的な交流や社会生活を支える広域連携道路の機能充実に努めるとともに、それを補完する都市間連絡道路や都市内連絡道路の整備を推進します。これらの交通網においては災害時や緊急時の避難・輸送ルートの確保に努めます。さらに、豊かな地域資源を相互に結び、回遊性を創出するネットワークの形成に努めます。

地域ごとでは、生活基盤として、市街地内の道路網を機能的に配置し、良好な環境や景観の形成に配慮するとともに、誰もが利用しやすい施設整備に努めます。

また、超高齢化社会の進行により高齢者の移動手段の確保は大きな社会問題となっており、本市でも高齢者や障害者の移動手段の確保は重要であり、バスや鉄道等の公共交通機関の利便性の向上を図るとともに、旧町域をまたぐ地域間の移動のしやすさ、バスと鉄道軸との結節強化に努め、公共交通機関の利用を促します。

●交通施設整備方針図



●10年以内に整備することを予定する主な施設

種別	名称	備考
県道	(主) 泉佐野打田線	(都) 打田重行線 [打田]
	(一) 荒見粉河線・(一) 粉河寺線	(都) 松井石町線 [粉河]
駅前広場、駐車場・駐輪場	JR 和歌山線各駅前	[打田・粉河・那賀]

●長期にわたって整備を検討する主な施設

種別	名称	備考
国道	京奈和自動車道	4車線化
	(仮称) 京奈和関空連絡道路	[打田]
	(仮称) 泉佐野岩出線南伸道路	[貴志川]

2) 公園・緑地整備の方針

公園・緑地については、レクリエーション、災害時の避難、環境の保全及び景観の向上のための公共空地として、今後も整備及び維持管理の充実に努めます。市民にうるおいと安らぎを提供する公園・緑地は、地域のニーズを踏まえ、施設の充実・整備を図ります。

身近な広場や市民の憩いの場となる空間については、市街地内の空地等を活用するなど地域と連携して確保していきます。

また、公園・緑地の新設や再整備にあたっては市民が親しみをもって活用できるよう、公園の計画段階から整備・維持管理まで、市民が参画できる機会を創出します。

●10年以内に整備することを予定する主な施設

種別	名称	備考
公園	防災公園	整備箇所については、必要に応じ今後検討を行う。

3) 上下水・河川整備の方針

上下水道・河川については、良質で安定的かつ安全な水質保全及び生活環境の改善、市街地の浸水防除を目的として、今後も未整備箇所の整備及び適切な維持管理の充実に努めます。

特に、公共下水道については、積極的に整備を推進し、本市のシンボルである紀の川や貴志川の水質改善に努めます。整備においては、「公共施設マネジメント計画」に基づき、適切な建設投資及び施設の効果的、効率的な維持管理に資するストックマネジメントの取組を進めていきます。



那賀浄化センター

4) その他の都市設備の方針

市民の健康で文化的な都市生活環境の向上のために必要な供給処理施設、教育・文化・行政施設及び厚生・福祉施設等の都市施設については、「公共施設マネジメント計画」に基づき、施設の維持管理、耐震化を含めた更新を計画的に進めるほか、施設の集約等にも取り組み、適正な施設の再編と利活用の推進を図ります。

また、施設の利活用については、住民サービスの向上を基本としながら、民間活力の活用を図り、効率的・効果的な管理・運用を行っていきます。

3. 自然的環境及び歴史的資源の保全等の方針

本市の市街地からは、国定公園や県立自然公園に指定された緑豊かな山地を眺めることができ、紀の川、貴志川、果樹園地等自然的環境が市街地に近接していることから、うるおいのある市街地景観を有しています。市街地部では、粉河寺、旧名手宿本陣、紀伊国分寺跡など歴史的資源も豊富に残っています。

これらの本市が有する特色ある景観や歴史・文化を守り、次世代に継承し、個性あるまちづくりと調和のとれた緑地保全、良好な生活環境を確保していきます。

また、周辺都市との連携を図り、本市の自然的環境や歴史的資源の共同 PR や共同イベント等の開催により、自然的環境や歴史的資源の魅力の向上に努めます。

4. 市街地整備等の方針

今後も、自然環境を活かした住みよい市街地を形成していくためには、快適な住環境の確保や災害への備えなど安全性の確保が重要です。

地域ごとの旧来からの中心地を中心に、生活利便施設の確保、交通ネットワークの形成、歩行空間の安全確保、災害対策などの整備を効果的・効率的に推進し、安全・安心でにぎわいある市街地整備を進めていきます。



【市の木】
きんもくせい



【市の花】
もも



【市の鳥】
うぐいす



紀の川市都市計画マスタープラン

平成21年3月発行

令和3年9月更新

発行：和歌山県紀の川市

担当課：建設部都市計画課

〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井338番地

TEL (0736) 77-2511 (代表)

URL <http://www.city.kinokawa.lg.jp/>